

第二号事業者の登録要件（鼻腔拭い液自己採取の立会い・抗原定性検査）

登録申請・実施計画書の主な内容

簡単で便利なWEB申請

(1) 事業者及び事業所の情報（大阪府内に所在する事業所であること）

- 名称、所在地、代表者名、事業所の種別（薬局、衛生検査所等）など

(2) 検査体制に関する情報

- 検査方法
- 抗原簡易キット等の仕入れ単価、調達方法
- 1日あたりの受付可能人数
- 提携医療機関の有無、名称
- 受付、検体採取スペースがわかる図面の提出 など



(3) 要件等に沿った事業実施の誓約 事業所名等の公表の同意 など

事業実施の主な要件

① 感染防止やプライバシーに配慮した検体採取

検体採取スペースの詳細は「[留意事項](#)」を参照👉

② 抗原簡易キット等の確保

③ 検査結果に応じて必要な対応を説明

④ 専用WEBフォームでの受検者数等の報告

- 鼻腔拭い液採取時の注意点や検査の判定方法等を理解した検査管理者を配置
- 所定様式で受付（身分証明書等で本人確認）
- 抗原簡易キットを受検者へ直接配付
検体採取スペースでの採取立会い
- 体外診断用医薬品での検査
- 無症状者が対象のため、検査結果は診断に用いることが出来ません

検体採取スペース確保にあたっての留意事項

- 受検者の自己採取等に支障のないよう、他の場所と壁やパーティション等で分ける
- 検体採取スペース内で、受検者同士の動線が交錯しないよう工夫する
- 受検者同士をパーティション等で仕切り、1 m程度間隔をあける
- 検体採取時は、受検者と検査管理者の間に、2 m程度の距離を確保するか、透明なパーティション等の仕切りを設ける
- 検査管理者が検体採取の様子を確認することが出来る明るさを確保する
- 換気設備や窓、ドアの開放（30分に数分間を1回以上）による換気をする
※ 屋外などの空気が滞留しない環境でもよい

検体採取スペースの参考例（薬局版）



検査管理者



仕切り
(パーティション等)



透明板等



検体採取スペース
(屋外の場合、テント等)

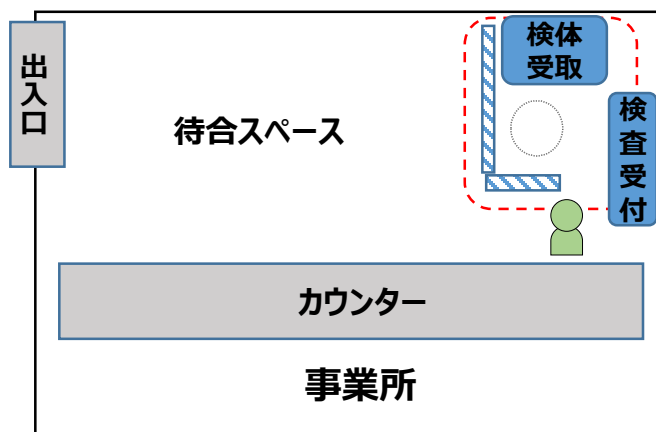


採取ポイント

参考例 1

壁やパーティション等でブースを作る
(1人採取の場合)

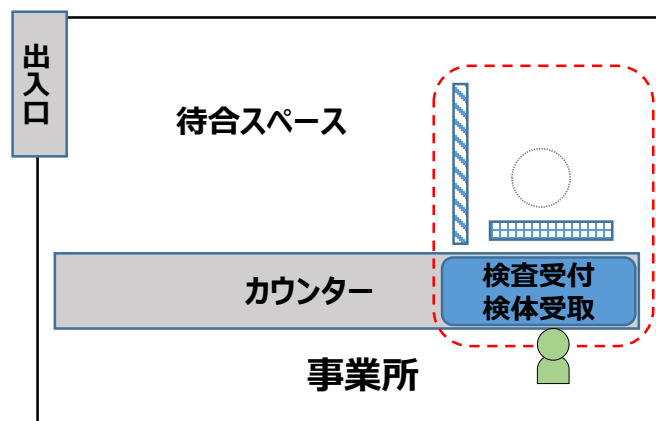
○事業所の隅などを利用することで、
省スペースで実施可能



参考例 2

服薬相談カウンター等を利用する
(1人採取の場合)

○元からある場所を活用出来るので、
容易にスペース確保が可能



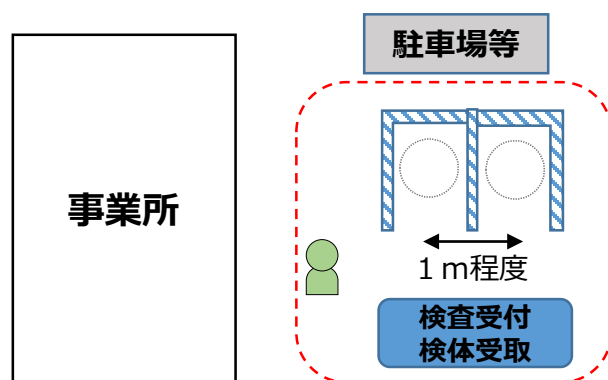
参考例 3

事業所の駐車場等を利用する
(複数人採取の場合)

○屋外で実施するため、複数ブース
の設置が可能

※複数人同時に検体採取スペース
で採取する場合は、プライバシーや
感染防止の観点から動線を一方
通行にしたり、ブースへの出入りを
交互にするなど工夫（ドライブス
ルー方式による採取も可能）

ブース設置の場合



※コンテナ等の設置の際は、建築基準法等の関係法令を遵守してください。